

平成24年度関東女子倶楽部対抗～報知杯～静岡ブロック予選競技 組合わせおよびスタート時間表

(参加者 8倶楽部 ・ 48名)

期日：6月12日(火)

場所：浜松シーサイドゴルフクラブ

(18ホール・ストロークプレー)

関東ゴルフ連盟

1番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	尾崎 静江	沼津	實方 久美子	富士	塚本 晶子	裾野	正木 智枝	東名
2	8:09	金森 和子	富士宮	上野 美恵子	裾野	松尾 律子	ギャツビイ	平野 範子	浜松シーサイド
3	8:18	徳留 康子	東名	角田 留美	沼津	三橋 京子	浜松シーサイド	石井 京子	富士
4	8:27	中澤 寛子	沼津	持田 裕子	ギャツビイ	杉本 礼子	富士	高田 正子	ミオス菊川
5	8:36	岩井 唯吏佳	ミオス菊川	鎌田 清美	富士宮	岩下 志保	裾野	福田 恵	浜松シーサイド
6	8:45	安原 妙子	浜松シーサイド	漆原 由美子	沼津	森 美佳子	富士	水谷 博子	富士宮

10番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
7	8:00	鳥居 明子	ギャツビイ	八木 美智代	ミオス菊川	大高 尚美	浜松シーサイド	大村 渡支子	富士宮
8	8:09	松原 元美	富士	楠本 和子	東名	末 江里子	ミオス菊川	細野 ハヅ季	沼津
9	8:18	川谷 美子	ギャツビイ	笠井 久子	富士宮	山口 加津子	裾野	入野 己弥代	ミオス菊川
10	8:27	澤上 敬子	裾野	渡辺 雅代	浜松シーサイド	池田 純子	東名	久保 たま代	富士宮
11	8:36	星 玲子	富士	谷 早苗	沼津	小宮 久美子	ギャツビイ	新村 由紀	東名
12	8:45	岩永 百合子	裾野	高岡 純子	東名	西野 経子	ミオス菊川	滝口 正子	ギャツビイ

競技委員長 藤堂 誠

平成 24 年度 関東女子倶楽部対抗静岡ブロック予選競技

開催日 : 6月12日(火)

開催コース : 浜松シーサイドゴルフクラブ

本競技においては日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこの競技の条件・ローカルルールを適用する。
本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定や選手への通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、本競技の条件とローカルルールの違反の罰は、2打とする。

競技の条件

1. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

2. 使用球の規格(ゴルフ規則 175 ページ参照)

『公認球リストの条件・規則付 I (c)1b』

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・規則付 I (c)1a』(ゴルフ規則 174 ページ参照)

4. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、競技者が金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

5. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

6. ホールとホールの間での練習禁止(規則 7-2 注 2)

『規則付 I(c)5b』(ゴルフ規則 179 ページ参照)

7. プレーの中断と再開

- (1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則 6-8b,c,d に従って処置すること。
- (2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間にいるときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。この条件の違反の罰は競技失格(規則 6-8b 注)
- (3) プレーの中断と再開の合図について
通常のプレー中断 : 短いサイレンを繰り返して通報する。
険悪な気象状況による即時中断 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。
プレーの再開 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

またはサイレンを使用せず本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。

8. 移動

『規則付 I(c)8 移動』(ゴルフ規則 181 ページ参照)

9. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『規則付 I(c)2』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 27-1)
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地(規則 25-1)
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。ただし、次のものを含むスルーザグリーンの芝草を短く刈ってある区域(規則 25-2 参照)にある距離計測のための黄色いペイント。ただし、そのペイントがプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則 25-1 に基づく障害とはみなされない。球がそのペイントの上にあるか、触れている場合、またはそのペイントが意図するスイング区域の障害となる場合のみ、規則 25-1 に基づいて救済を受けることができる。
3. ウォーターハザード、ラテラル・ウォーターハザード(規則 26-1)
ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
4. 動かさない障害物(規則 24-2)
 - a. 排水溝
 - b. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
 - c. 動かさない障害物と白線でつながれている区域(その動かさない障害物の一部とみなす)
5. コースと不可分の部分
7 番ホールパッティンググリーンとウォーターハザードの間にある人工芝にて舗装した区域
6. 予備グリーン
クローズド(Closed)の標示のある予備グリーン(カラーを含む)はプレー禁止の修理地(スルーザグリーン)とし、その上に球があったりスタンスがかかる場合、競技者は、ゴルフ規則 25-1b(i)の救済を受けなければならない。

注意事項

1. 競技の条件 4 項において規制されるシューズ以外にもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
2. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。
3. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 倶楽部 4 コイン(120 球)を限度とする。

競技委員長 藤堂 誠